

# 一般社団法人東北サッカー協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東北サッカー協会と称し、英文表記は、Tohoku Football Association (THFA) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(地域の範囲)

第3条 第1条に規定する「東北」は青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県で構成される地域を指すものとする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、東北地域のサッカー界を代表する団体として、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 東北地域を代表する各年代、各カテゴリーのサッカーチームの組織及び各種競技会への参加
- 2 東北地域におけるサッカーの競技会の開催
- 3 東北地域におけるサッカー選手の育成、サッカー競技の普及並びにサッカーの指導者及び審判員の育成
- 4 東北地域における選手、チーム、指導者及び審判員等の登録
- 5 東北地域における知的所有権の管理及び商標提供
- 6 東北地域における社会貢献及び国際貢献の実施
- 7 東北地域に所属する各都道府県サッカー協会及びこれに所属する団体並びに個人間の相互の友好親善の推進
- 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 日本サッカー協会への加盟

(日本サッカー協会への加盟)

第6条 この法人は、東北地域サッカー界を代表する唯一の団体として、公益財団法人日本サッカー協会に加盟する。

#### 第4章 社員

(法人の構成員)

第7条 この法人は、この法人の事業に賛同する東北地域の都道府県のサッカー協会であって、次条の規定によりこの法人の社員となったものをもって構成する。

(社員の資格の取得)

第8条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第10条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が解散したとき。

#### 第5章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 司法機関の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
  - (6) 定款の変更
  - (7) 解散及び残余財産の処分
  - (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- （開催）

第 15 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が会議の目的である事項を決定し、会長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 17 条 社員総会の議長は、社員の互選によって定める。

（議決権）

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 19 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 6 章 役員

### (役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 28 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長を除き 5 名以内を副会長、1 名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の代表理事とする。

4 第 2 項の専務理事を一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

5 専務理事以外にも、第 1 項の理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を、理事会の決議により一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。

6 副会長のうちから予め定めた者 1 名を会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。

### (役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第 28 条 この法人は、一般法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事(理事であった者を含む。)又は監事(監事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第 115 条の規定により、理事(業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。)又は監事との間に、同法第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

#### (4) 基本規程の変更

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

### 第 8 章 司法機関

(司法機関)

第 34 条 この法人の諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

(1) 規律・裁定委員会

2 前項の規定による司法機関の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

### 第 9 章 各種委員会

(各種委員会)

第 35 条 この法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会（常設委員会、専門委員会等）を置くことができる。

2 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

### 第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第39条 この法人は、この法人の社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

## 第11章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に職員を置く。

3 職員は有給とすることができる。

## 第12章 事務総長

(事務総長)

第41条 事務局の最高責任者として事務総長を置く。

2 事務総長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任する。

## 第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

#### 附 則

(設立時社員の名称及び住所)

第46条 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

住所 青森県三沢市幸町一丁目 6 番 2 7 号

名称 一般社団法人青森県サッカー協会

住所 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 1 - 1

名称 公益社団法人岩手県サッカー協会

住所 宮城県宮城郡利府町森郷字内ノ目南 1 1 9 番 1 号

名称 一般社団法人宮城県サッカー協会

住所 秋田市八橋運動公園 1 番 5 号秋田県スポーツ科学センター内 3 F

名称 一般社団法人秋田県サッカー協会

住所 山形県山形市七日町一丁目 4 番 1 8 号

名称 特定非営利活動法人山形県サッカー協会

住所 福島県郡山市土瓜一丁目 2 3 0 番地柳沼ビル 1 階

名称 一般財団法人福島県サッカー協会

(設立時の役員)

第47条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 久保雅喜

設立時理事 嶋誠

設立時理事 大久保芳雄

設立時理事 熊谷明夫

設立時理事 山本益生

設立時理事 小池征



設立時理事 大南博義  
設立時理事 佐藤訓文  
設立時理事 菅原英俊  
設立時理事 安井誠悦  
設立時理事 岸愼一  
設立時理事 橋本善一郎  
設立時理事 寺地一美  
設立時理事 鈴木秀夫  
設立時理事 小林明  
設立時理事 高鷹雅也  
設立時理事 菅沼孝一  
設立時理事 市橋保司  
設立時理事 東海林明雄  
設立時理事 森良一  
設立時理事 吉田茂  
設立時理事 大沼敏美  
設立時理事 伊藤力喜雄  
設立時理事 鈴木武一  
設立時理事 夏井浩  
設立時理事 島村弘宗  
設立時監事 菅野修  
設立時監事 男澤晋

(設立時の代表理事)

第48条 この法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時代代表理事 久保雅喜

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第50条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

(施行)

本定款は、2016年4月1日から施行する。

(改正)

2019年6月30日

2020年6月28日